

令和6年度  
後期

国家試験

# 技能検定受検案内

(技能五輪福島県大会参加案内)

技能検定は、技能者の方々の技能を全国統一の基準により評価し、それを公証することによって、更なる技能習得意欲の増進と社会的地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されるものです。

技能検定は、各職種1級、2級(職種により特級、単一等級、3級)に分かれ、実技試験と学科試験によって行われます。合格者には、特級、1級及び単一等級は厚生労働大臣から、2級及び3級は知事から合格証書が交付され、「**技能士**」と称することができます。

## ● 令和6年度後期実施日程

受検申請 受付	<p><b>令和6年10月7日(月)～10月18日(金)</b>(土曜日及び日曜日、祝日を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●郵送は10月18日(金)の消印有効となります。</li><li>●郵送先 「福島県職業能力開発協会 技能振興課」 宛 〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館5階 TEL 024-525-8681 FAX 024-523-5131</li><li>●申請方法 <b>詳しくはP1「申請方法」参照</b></li></ul> <p>※申請書を送る際は、配達記録が残る方法(書留、レターパック等)をご使用ください。普通郵便等による未着などの郵便事故には対応しかねます。 ※受付期間を過ぎた振込等は一切受け付けられませんのでご了承ください。</p> <p><b>個人情報の保護について</b> 受検申請書に記入いただきました個人情報につきましては、受検票の送付及び合格発表等の技能検定の円滑な実施のためにのみ使用します。</p>
実技試験 問題公表	<p><b>令和6年11月28日(木)</b> に公表し当協会でのみご覧になれます(ホームページには掲載されません)。 ※実技試験問題(当日配布を除く)は、受検票に同封してお送りします。</p>
受検票 の送付	<p>令和6年11月29日(金)より順次受検者の記載した宛先へ送付いたします。 12月末まで届かない場合は、当協会へご連絡ください。 受検票には、試験日時・会場等を記載し、実技試験問題を同封して送付いたします(一部職種除く)。</p>
実技 試験日	<p><b>令和6年12月5日(木)～令和7年2月16日(日)までの間で当協会が指定した日</b></p> <p><b>詳しくはP8「実技試験実施日程」参照</b></p>
学科 試験日	<p><b>令和7年1月26日(日)・2月2日(日)・2月9日(日)</b> の指定された日。</p> <p><b>詳しくはP8「学科試験実施日程」参照</b></p>
合格発表	<p><b>令和7年3月14日(金)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●技能検定合格者 福島県産業人材育成課より郵便で通知します。 また、福島県産業人材育成課ホームページに受検番号が掲載されます。</li><li>●実技又は学科試験のみ合格者 当協会より郵便で通知します(なお、この通知書は免除資格の添付書類となりますので、大切に保管してください)。また、当協会ホームページに受検番号を掲載します。</li><li>●不合格者への通知はいたしません。</li><li>●電話による可否の問い合わせには応じられません。</li><li>●実技及び学科試験の得点結果の開示を希望される方は、福島県産業人材育成課(TEL 024-521-7300)にて開示の手続きを行なってください。</li></ul> <p>福島県職業能力開発協会 <input type="text" value="検索"/> 福島県職業能力開発協会 HP</p> 

令和6年9月2日(月)

福島県職業能力開発協会

# 1 申請方法 (窓口での受検申請等の受付は行いません。) (期間内に受検申請書の提出と受検手数料の振込みの手続きが必要となります。)

●郵送先 〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館5階 福島県職業能力開発協会 技能振興課 宛に、

- 受検申請書
- 受検手数料振込の控え(写し)又は振込み予定日・振込人名義を記入したメモ等
- 免除資格に係る資料の写し(免除希望の方に限る)
- 身分証明書(運転免許証又は保険証、学生証等)の写しが必要となります。

申請書の所定の場所に必ず貼り付けてください。

※受検申請書の書き方については、裏表紙の受検申請書記入例を参照してください。

## 振り込み先

東邦銀行 本店営業部 普通預金口座 3181881

フクシマケンシヨクギョウノウリョクカイハツキョウカイ  
福島県職業能力開発協会

※原則、領収証は発行しませんので、振り込みの控えは保管してください。

※振込み手数料は自己負担となります。

## 2 申請時の注意事項

- 郵送は、令和6年10月18日(金)の消印有効です。
- 実技又は学科試験の免除資格を有する方は、申請書に記入のうえ、それを証明する書類のコピーを添付してください(未記入や書類の後日提出は免除になりませんのでご注意ください)。
- 申請書は、P10「Q&Aよくある質問Q1」記載の施設で受け取るか、当協会ホームページより「技能検定受検申請書等送付依頼書」をダウンロードし、申し込んでください。
- 実技及び学科試験の両方の免除資格を有する方は、全職種について、今回の受付期間内に免除申請をすることができます(申請手数料は無料)。申請書の記載内容が確認できた場合、合格発表日後に合格通知が郵送されます。

受検申請書内「受検資格」の職歴については、受検職種に関連する経歴のみ記入してください。職務内容については、受検職種との関連性が分かるように記入してください。(P11Q9参照)

受検資格の判定について、必要に応じて所属事業所等への電話照会や証明書類の提出を求める場合があります。なお、記入内容に不正があった時は、合格を取り消す場合がありますのでご注意ください。

## 3 その他

- 受検申請者が著しく少ない場合は、実技試験を中止することがあります(実技試験受検手数料は返還します)。
- 職種によっては、設備等の関係で受付期間中であっても締め切ることがあります。
- 申請受付後は、受検手数料は返還しません。
- 受検申請書の提出後、氏名、住所等が変わった場合、速やかに当協会にご連絡ください。
- 技能検定実技試験当日において、免許、特別教育が必要な作業一覧(実技試験当日、会場で確認しますので、必ず持参してください)。

職種(作業)名	等級	該当内容	試験当日の対応
工場板金 (機械板金作業)	1級 2級	動力プレスの 金型取付け等	動力プレス機械の金型の取付け等の作業に関する特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
工場板金 (数値制御メットパンチプレス板金作業)	1級 2級	動力プレスの 金型取付け等	動力プレス機械の金型の取付け等の作業に関する特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)	1級 2級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の資格証等の確認

# 2・3級の実技試験受検手数料の減免について

## 1 対象者

下記の□に全て該当する受検者が実技試験受検手数料の減免対象となります。

- 2級又は3級の実技試験を受検する者
- 年齢が35歳未満(令和6年4月1日時点)の者
- 福島県内在住者又は福島県内に就学若しくは就労している者

※福島県外に在住かつ就学若しくは就労している受検者は、減免対象外(2・3級実技試験受検手数料「35歳以上」の金額)となります。

## 2 必要書類

●減免対象者は、受検申請時に、申請書に貼付する身分証明書の他に本人確認書類(下記①、②の両方)の提出が必要です。

- ①運転免許証、住民票 いずれかの写し
- ②学生証、在職証明書、在学証明書(任意様式)いずれかの写し

※在職証明書を提出する場合、雇用保険に加入している方は、雇用保険加入証明書(雇用保険被保険者証)の写しを必ず在職証明書に貼り付けてください。

※福島県内在住かつ県外で就学若しくは就労している方は、必ず住民票の写しを提出してください。

※学生証に現住所の記載がある場合は、住民票の写しは必要ありません。ただし、受検申請年度(令和6年)のものを申請書に貼り付けてください。

※求職中の場合は、①のみ提出してください。

※受検申請期間内に上記書類の提出がない場合(書類不備も含む)は、減免対象外(2・3級実技試験受検手数料「35歳以上」の金額)となります。

## 3 その他

●在職証明書の様式は、当協会ホームページからダウンロードできます。

●受検手数料の額は、職種や年齢等によって異なります。詳しくは、「4 実施職種及び受検手数料(5～6ページ)」をご確認ください。

# 4 実施職種及び受検手数料

## ●特級

・特級は、年齢に関わらず減免対象外です。

No	職種名	作業名	実技試験 受検手数料 (円)	学科試験 受検手数料 (円)
1	铸造		18,200	3,100
2	金属熱処理			
3	機械加工			
4	非接触除去加工			
5	金型製作			
6	金属プレス加工			
7	工場板金			
8	めっき			
9	仕上げ			
10	機械検査			
11	ダイカスト			
12	電子機器組立て			
13	電気機器組立て			
14	半導体製品製造			
15	プリント配線板製造			
16	自動販売機調整			
17	光学機器製造			
18	内燃機関組立て			
19	空気圧装置組立て			
20	油圧装置調整			
21	建設機械整備			
22	婦人子供服製造			
23	紳士服製造			
24	プラスチック成形			
25	パン製造			

## ● 1級

・1級は、年齢に関わらず減免対象外です。

No	職 種 名	作 業 名	実技試験受検手数料 (円)	学科試験受検手数料 (円)
1	さく井	ロータリー式さく井工事	18,200	3,100
2	工場板金	機械板金		
3		数値制御タレットパンチプレス板金		
4	機械検査	機械検査	15,100	
5	シーケンス制御*	シーケンス制御	18,200	
6	プリント配線板製造	プリント配線板製造		
7	鉄道車両製造・整備	走行装置整備		
8		鉄道車両点検・調整		
9	光学機器製造	光学機器組立て		
10	内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て		
11	空気圧装置組立て	空気圧装置組立て		
12	油圧装置調整	油圧装置調整		
13	農業機械整備	農業機械整備		
14	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工		
15	婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	15,100	
16	和裁	和服製作	13,300	
17	建築大工	大工工事	18,200	
18	かわらぶき	かわらぶき		
19	配管	建築配管		
20	型枠施工	型枠工事		
21	鉄筋施工	鉄筋施工図作成		
22		鉄筋組立て		
23	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事		
24	防水施工	アスファルト防水工事		
25		合成ゴム系シート防水工事		
26		塩化ビニル系シート防水工事		
27		改質アスファルトシートトーチ工法防水工事		
28	樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事		
29	ガラス施工	ガラス工事		
30	塗装	鋼橋塗装		
31	広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ		

※シーケンス制御作業受検者の方は、6ページをご覧ください。

## ● 2級

- ・実技試験受検手数料の減免対象者は、「福島県内在住者又は福島県内に就学若しくは就労している者」に限ります。「福島県以外の都道府県に在住かつ就労若しくは就学している者」は、年齢に関わらず減免対象外となります（2級実技試験受検手数料「35歳以上」の金額）。
- ・令和6年4月1日現在の年齢を適用。
- ・「25歳以上35歳未満」、「25歳未満」の金額は、減免された後の金額となります。

No	職 種 名	作 業 名	実技試験受検手数料 (円)			学科試験 受検手数料 (円)			
			35歳 以上	25歳以上 35歳未満	25歳 未満				
1	さく井	ロータリー式さく井工事	18,200	12,200	9,200	3,100			
2	工場板金	機械板金							
3		数値制御タレットパンチプレス板金							
4	機械検査	機械検査	15,100	9,100	6,100				
5	シーケンス制御*	シーケンス制御	18,200	12,200	9,200				
6	プリント配線板製造	プリント配線板製造							
7	鉄道車両製造・整備	走行装置整備							
8		鉄道車両点検・調整							
9	光学機器製造	光学機器組立て							
10	内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て							
11	空気圧装置組立て	空気圧装置組立て							
12	油圧装置調整	油圧装置調整							
13	農業機械整備	農業機械整備							
14	冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工							
15	婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製					15,100	9,100	6,100
16	和裁	和服製作					13,300	7,300	4,300
17	建築大工	大工工事					18,200	12,200	9,200
18	かわらぶき	かわらぶき							
19	配管	建築配管							
20	型枠施工	型枠工事							
21	鉄筋施工	鉄筋施工図作成							
22		鉄筋組立て							
23	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事							
24	防水施工	アスファルト防水工事							
25		合成ゴム系シート防水工事							
26		塩化ビニル系シート防水工事							
27		改質アスファルトシートトーチ工法防水工事							
28	樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事							
29	ガラス施工	ガラス工事							
30	塗装	鋼橋塗装							
31	広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ							

※シーケンス制御作業受検者の方は、6ページをご覧ください。

## ● 3級

- ・実技試験受検手数料の減免対象者は、「福島県内在住者又は福島県内に就学若しくは就労している者」に限ります。「福島県以外の都道府県に在住かつ就労若しくは就学している者」は、年齢に関わらず**減免対象外**となります（3級実技試験の受検手数料「35歳以上」の金額）。
- ・令和6年4月1日現在の年齢を適用。
- ・「25歳以上35歳未満」、「25歳未満」、「35歳未満在校生・訓練生」の金額は、減免された後の金額となります。
- ・在校生…申請時に大学・短期大学・高等学校・専修学校等に在籍の者（受検関連職種に限る）
- ・訓練生…申請時に公共職業能力開発施設等に在籍かつ離職している者（受検関連職種に限る）

No	職種名	作業名	実技試験受検手数料 (円)					学科試験 受検手数料 (円)
			35歳 以上	35歳以上 在校生・ 訓練生	25歳以上 35歳未満	25歳 未満	35歳未満 在校生・ 訓練生	
1	造園	造園工事	18,200	12,100	12,200	9,200	3,100	3,100
2	機械加工	普通旋盤						
3	機械検査	機械検査	15,100	10,100	9,100	6,100	2,900	
4	電子機器組立て	電子機器組立て	18,200	12,100	12,200	9,200	3,100	
5	シーケンス制御*	シーケンス制御						
6	建築大工	大工工事	18,200	12,100	12,200	9,200	3,100	
7	型枠施工	型枠工事						
8	鉄筋施工	鉄筋組立て	18,200	12,100	12,200	9,200	3,100	

### ※シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）を受検する方へ

令和5年度より、シーケンス制御作業は電気機器組立て職種から独立し、新職種として設置されたシーケンス制御職種の中に組み込まれました。

当該職種については、電気機器組立て職種とは別に新職種として設置されているため、電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）の合格者は、経過措置に定める場合を除き、当該職種に合格したものとみなされません。

なお、受検に必要な実務経験については、改正後のシーケンス制御職種に係るものであれば、令和4年度以前の経験を通算して差し支えないものとします。

○事例1 特級「シーケンス制御職種」受検申請者のうち、令和4年度までに1級電気機器組立て（シーケンス制御作業）の技能検定に合格した者はどのように対応すればよいのか。

回答 特級「シーケンス制御職種」の受検には、1級シーケンス制御職種合格後5年の実務経験が必要となります。（1級電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）の合格後、実務経験5年での特級シーケンス制御職種の受検は認められません。）。

なお、特級電気機器組立て職種の片側合格者（実技又は学科の一部合格）については、特級シーケンス制御職種の免除は認められません。

○事例2 1・2・3級「シーケンス制御職種」受検者のうち、令和4年度までに電気機器組立て（シーケンス制御作業）に合格した者（技能検定合格、実技又は学科の一部合格）はどのように対応すればよいのか。

回答 電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）合格者については、上位級のシーケンス制御職種の受検に必要な実務経験の短縮は認められません。そのため、受検するためには実務経験年数（1級：7年、2級：2年）が必要となります。

ただし、片側合格者については、シーケンス制御職種の片側合格とみなされ、上位級の受検に必要な実務経験の短縮が認められます（例：令和4年度に1級電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）の実技合格＝1級シーケンス制御職種の実技合格→令和6年度に1級を申請する場合、必要な実務経験年数が2年に短縮となり、かつ実技試験が免除となります。）。

# 5 受検資格 (受検する職種に関連する学部・学科を卒業した場合は短縮されます。)

受検に必要な実務経験年数は次表のとおりです。

(単位 年)

受検対象者 (※1)	特級	1 級			2級(※6)		3 級 (※6)	単一等級
	1 級合格後 (※10)	2 級合格後 (※10)	3 級合格後 (※10)		3 級合格後			
実務経験のみ		7			2		0 ※7	3
専門高校卒業 ※2 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業		6			0		0	1
短大・高専・高校専攻科卒業 ※2 専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業		5			0		0	0
大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く) ※2 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業		4			0		0	0
専修学校 ※3 又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)	5	800h以上	2	4	0	0	0 ※8	1
		1600h以上	5		0		0 ※8	1
		3200h以上	4		0		0 ※8	0
短期課程の普通職業訓練修了 ※4 ※9	700h以上	6			0		0 ※5	1
普通課程の普通職業訓練修了 ※4 ※9	2800h未満	5			0		0	1
	2800h以上	4			0		0	0
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了 ※4 ※9		3	1	2	0		0	0
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了 ※9			1		0		0	0
指導員養成課程の指導員養成訓練修了 ※9			1		0		0	0
職業訓練指導員免許取得			1		—	—	—	0
高度養成課程の指導員養成訓練修了 ※9			0		0	0	0	0

※1：検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。

※2：学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。

※3：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

※4：職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開訓練(いずれも800時間以上のものに限る。)を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。

※5：総訓練時間が700時間未満のものを含む。

※6：3級(前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものは除く。)の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者等も受検できる。また、工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できる。

※7：検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。

※8：当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。

※9：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。

※10：「○級合格後」の年数は、合格発表日から現在までの年数となります。

記入内容に不正があった時は、合格を取り消す場合がありますのでご注意ください。



# 6 主な免除資格

実技試験の免除	すでに技能検定実技試験を合格している者（特級は5年間） 技能五輪地方大会で技能証を取得した者（2級） 東京商工会議所が行う和裁に関する1級または2級技能検定合格者（和裁）
学科試験の免除	すでに技能検定学科試験を合格している者（特級は5年間） 職業訓練指導員試験合格者または免許取得者（対応職種は下記の別表参照） 1級及び2級技能士課程の普通職業訓練修了時試験合格かつ修了者 技能検定合格者（選択科目が2以上ある職種で他の科目を受検する場合） 技能照査合格者（2級、3級） 木造建築士試験合格者または免許取得者（建築大工） 1級若しくは2級建築士試験合格者または免許取得者（建築大工）

〈別表〉	検定職種	指導員免許職種	検定職種	指導員免許職種	検定職種	指導員免許職種
	造園	造園科 森林環境保全科	油圧装置調整	機械科	型枠施工	建設科
	さく井	さく井科	農業機械整備	農業機械科	鉄筋施工	建設科
	機械加工	機械科	冷凍空調機器施工	冷凍空調機器科	コンクリート圧送施工	
	工場板金	塑性加工科	婦人子供服製造	洋裁科	防水施工	防水科
	機械検査	機械科	和裁	和裁科	ガラス施工	サッシ・ガラス施工科
	電子機器組立て	電子科	建築大工	建築科	塗装	塗装科
	シーケンス制御	電気科		枠組壁建築科	広告美術仕上げ	広告美術科
		メカトロニクス科	かわらぶき	屋根科		
	鉄道車両製造・整備	鉄道車両科	配管	配管科		
	光学機器製造	光学ガラス科 光学機器科	内燃機関組立て	住宅設備機器科		
				自動車製造科		
				内燃機関科		

改正前(5.4.1)の免許職種も学科試験免除の対象になります。

# 7 実技試験実施日程

（製作等作業試験・計画立案等作業試験・判断等試験のいずれか1つ又は2つ以上の組合せで構成されています）

職種の構成については実技試験の概要（当協会ホームページ掲載）にて確認してください。

例）大工職種製作等作業試験（当協会指定日・指定会場）のみ

1・2級機械検査製作等作業試験（当協会指定日・指定会場）+計画立案等作業試験（1/26・指定会場）

・福島県職業能力開発協会 HP

QRコード



- 製作等作業試験 令和6年12月5日(木)～令和7年2月16日(日)の間で当協会が指定した日又は下表に記載の全国統一日
- 判断等試験 下表に記載の全国統一日 ※造園などの下表にない職種の判断等試験については当協会指定日となります。
- 計画立案等作業試験 下表に記載の全国統一日

実施日	時間	職種及び内容
令和7年 1月19日(日)	9:00～	さく井、空気圧装置組立て …………… 計画立案等作業試験
		コンクリート圧送施工 …………… 判断等試験
		鉄筋施工(鉄筋施工図作成) …………… 製作等作業試験
10:10～	コンクリート圧送施工 …………… 計画立案等作業試験	
	協会指定 さく井、プリント配線板製造、空気圧装置組立て …………… 判断等試験	
1月26日(日)	13:15～	機械検査(1,2級)、シーケンス制御(1,2級)、配管(1,2級) …………… 計画立案等作業試験
		内燃機関組立て、婦人子供服製造、型枠施工、ガラス施工 …………… 1級計画立案等作業試験
2月 2日(日)	13:15～	油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調機器施工、特級全職種 …………… 計画立案等作業試験

# 8 学科試験実施日程

実施日	時間	職種
令和7年 1月26日(日)	10:00～	機械検査(1,2級)、シーケンス制御、内燃機関組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工
2月 2日(日)	10:00～	油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調機器施工、和裁、防水施工、特級全職種
	13:15～	造園、さく井、工場板金、鉄道車両製造・整備
2月 9日(日)	10:00～	機械加工、プリント配線板製造、光学機器製造、建築大工、かわらぶき、樹脂接着剤注入施工、塗装
	13:15～	機械検査(3級)、電子機器組立て、空気圧装置組立て、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、広告美術仕上げ

# 技能五輪福島県大会

**第63回技能五輪全国大会**（令和7年に開催予定です。）の予選を兼ねて福島県大会を技能検定と併せて実施します。

若い技能者を育て優れた技能を継承していくため積極的に参加してみませんか。

●**参加資格** 平成14年（2002年）1月1日以降に生まれた者（満23歳以下）です。

●**職種**（4競技種目）

全国大会競技職種	県大会競技職種（作業名）	参加料
建築大工	大工工事作業	9,200円
配管	建築配管作業	9,200円
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	9,200円
西洋料理	※当協会へお問い合わせください。	

●**手続**

技能五輪参加申込書に所定事項記入のうえ、参加料を添えて技能検定受付期間内に当協会へ申し込みください。

また、技能検定を兼ねて申し込まれる場合は、2級技能検定受検申請書を使用し上部余白に「五輪」と朱書してください。

●**特典**

2級実技試験の問題により県大会を実施しますので、2級技能検定関連職種については、一定の基準以上の成績をおさめると技能証が交付され、技能検定受検の際、実技試験が免除されます。

●**全国大会**

第63回技能五輪全国大会の参加資格は、23歳以下の者で技能五輪地方大会に参加し、優秀な成績を収めて、都道府県知事若しくは地方大会実施機関の長又は両者の協議により推薦を受けた者となります。

なお、国際大会の予選を兼ねた全国大会において、各競技職種で21歳以下の者のうち最も優秀な成績を収めた者1名が、日本代表選手として技能五輪国際大会へ派遣されます。

## 職業能力開発施設案内

職業人として必要な知識や技能の習得、あるいは向上を目的として県内各地に次のような施設があります。こちらの施設は、技能検定などの各種資格を取得する早道であり、技能というものを体系的に習得できる場です。皆様のご利用をお待ちしています。また、技能検定受験手続等についてもご相談ください。

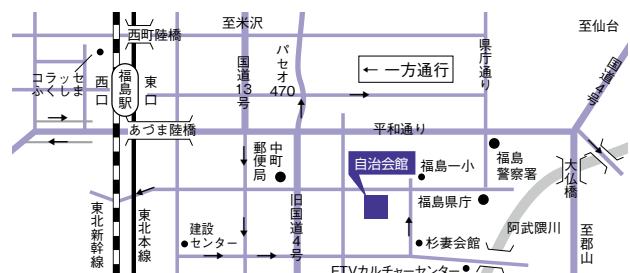
施設	施設名	所在地	電話
県の施設	県立テクノアカデミー郡山	〒963-8816 郡山市上野山5	(024) 944-1663
	県立テクノアカデミー会津	〒969-3527 喜多方市塩川町御殿場4-16	(0241) 27-3221
	県立テクノアカデミー浜	〒975-0036 南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-112	(0244) 26-1555
独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構福島支部	福島職業能力開発促進センター	〒960-8054 福島市三河北町7-14	(024) 534-3637
	福島職業能力開発促進センター いわき訓練センター	〒973-8403 いわき市内郷綴町舟場1-1	(0246) 26-1231
	福島職業能力開発促進センター 会津訓練センター	〒965-0858 会津若松市神指町大字南四合字深川西292	(0242) 26-0515
県で認定した 施設	福島共同高等職業訓練校	〒960-1321 福島市立子山字大稲場20	(024) 597-7904
	郡山高等職業能力開発校	〒963-8017 郡山市長者3-2-19	(024) 932-5281
	会津共同高等職業訓練校	〒965-0858 会津若松市神指町大字南四合字幕内西351	(0242) 27-1800
	いわき共同高等職業訓練校	〒970-1151 いわき市好間町下好間字叶田58-1	(0246) 36-2631
	原町建築共同高等職業訓練校	〒975-0041 南相馬市原町区下太田字小原29-9	(0244) 23-4753
	田村建築共同高等職業訓練校	〒963-4312 田村市船引町船引字南町通151-2	(0247) 82-1279

◆技能検定及び技能五輪についての詳細は

福島県職業能力開発協会(TEL024-525-8681)または、  
福島県商工労働部産業人材育成課(TEL024-521-7300)へ

### 福島県職業能力開発協会

〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館 5階  
TEL 024-525-8681 FAX 024-523-5131  
https://f-shokunou.or.jp  
E-mail fuvada@pluto.plala.or.jp





## よくある質問

### ◎受検申請に関するQ&A

#### Q1 受検申請書はどこで入手できますか。

- A 下記施設で受検申請書及び受験案内を受け取ることができます。事前に在庫や業務時間を施設に確認のうえ、お受け取りください。  
 なお、受検申請書は、当協会ホームページ内のホーム>職業能力評価試験>技能検定制度>技能検定受検申請書等送付依頼書（PDF形式）で入手できます。（お手元に届くまでに最大1週間かかる場合があります）  
 表紙に掲載「福島県職業能力開発協会ホームページ」QRコードよりご確認ください。こちらの依頼書での受付には締切期間がありますので、ご注意ください。

No	施設名	所在地	電話
1	福島県職業能力開発協会	〒960-8043 福島市中町 8-2 福島県自治会館 5階	024-525-8681
2	県立テクノアカデミー郡山	〒963-8816 郡山市上野山 5	024-944-1663
3	県立テクノアカデミー会津	〒969-3527 喜多方市塩川町御殿場 4-16	0241-27-3221
4	県立テクノアカデミー浜	〒975-0036 南相馬市原町区萱浜字業掛場 45-112	0244-26-1555
5	福島共同高等職業訓練校	〒960-1321 福島市立子山字大稲場 20	024-597-7904
6	郡山高等職業能力開発校	〒963-8017 郡山市長者 3-2-19	024-932-5281
7	会津共同高等職業訓練校	〒965-0858 会津若松市神指町大字南四合字幕内西 351	0242-27-1800
8	いわき共同高等職業訓練校	〒970-1151 いわき市好間町下好間叶田 58- 1	0246-36-2631
9	白河商工会議所	〒961-0957 白河市道場小路 96-5	0248-23-3101

#### Q2 受検手数料は課税対象ですか。

- A 受検手数料は非課税です。振込手数料は課税対象となります。

#### Q3 複数作業を受検申請することは可能ですか。

- A 各作業の試験日時が異なれば、複数作業の受検することは可能です。ただし、試験日時が重複した場合であっても、受検手数料を返還することはできませんのでご注意ください。

#### Q4 受検手数料を振り込む際、金融機関等の都合で振込日が申請日より後日になりますが申請できますか。

- A 申請できます。その場合、受検申請書を提出する際に、振り込む日にちを記入したメモを同封してください。ただし、受検申請最終日までに振込みを済ませてください。

#### Q5 誤って受検手数料を多く振り込んでしまいました。返金されますか。

- A 確認の結果、多く振り込まれている場合は返金します。その場合、返金先の口座情報（銀行名、口座番号、名義等）が分かるものをFAXかメールで送信してください。  
 返金額は振込手数料を差し引いた金額となります。ご注意ください。

#### Q6 免除書類（一部合格通知や合格証書等）を紛失してしまいました。今回の申請で免除となりますか。

- A 当協会や県で発行する免除書類を紛失した場合、受検申請書を提出する際に、いつ合格したか、何級・何作業で、実技又は学科試験のどちらだったか、覚えている範囲でメモ用紙等を申請書に貼付してください。協会により調査して確認が取れた場合免除といたします。

**Q7 申請後に免除資格があることが発覚しました。追加で免除を受けられますか。**

A 申請受付後の免除はできませんので、申請時によく確認してから申請書を提出してください。

**Q8 受検手数料の領収証は発行されますか。**

A 当協会では、領収証を発行していません。そのため、銀行等で発行された明細票等が振込確認書類となりますので、大切に保管してください。また、受検申請する際には、明細票は原本ではなく写しを添付してください。

**Q9 受検申請書の受検資格欄にある職務内容はどのように書けばよいでしょうか。**

A 職務内容の書き方については、受検職種との関連性が分かるように記入してください。職務内容について不明な点がありましたら当協会にお問い合わせください。  
※職種に関わらず職務内容として関連性が不明確なもの…事務、経理、営業、現場監督、サービス 等

**Q10 受検申請の受理について連絡がありますか。**

A 受理についての連絡はいたしません。審査の際に、受検申請書の記載内容や受検手数料の振込み額等に不備があれば、確認のため受検申請者又は所属先企業へご連絡を差し上げる場合がございます。  
審査で不備がない場合は、12月中に受検票を送付する予定です。

## ◎受検に関するQ&A

**Q1 試験日及び試験会場は決まっていますか。また、試験日の希望はできますか。**

A 全国統一日(学科試験及び一部の実技試験)以外は、試験日及び試験会場は決まっていません。また、試験日の希望は一部の作業を除き受け付けておりません。試験日及び試験会場は、受検票により通知いたします。

**Q2 受検票に記載された試験日に受検できません。試験日の変更は可能ですか。**

A 受検者側の都合(仕事の都合、体調不良等)による試験日の変更は原則できません。試験当日に受検できない場合は、欠席として取り扱います。また、受検手数料は返還いたしませんので、ご了承ください。  
事前に欠席することが分かった場合、準備の都合のためお早めに当協会にご連絡ください。

**Q3 受検票、実技試験問題を紛失しました。再発行は可能ですか。**

A 原則再発行は行いません。受検票を紛失した場合は、試験当日に係員に顔写真がある身分証明書(免許証、学生証等)を提示してください。

**Q4 受検申請書に記載した住所や氏名が申請後に変更になりました。**

A 学科試験や計画立案等作業試験を受検する場合は、試験当日係員から対応について連絡いたしますので、その指示に従ってください。また、上記の試験を受検しない方は、当協会にご連絡ください。

**Q5 合格基準はどのようになっていますか。**

A 実技試験は、100点を満点として、原則60点以上で合格となります。ただし、製作等作業試験・計画立案等作業試験・判断等試験のうち2種類以上の試験を行う職種(作業)にあたっては、各作業の得点数がそれぞれの合否基準点に達している必要があります。

また、作業試験が複数の課題からなり、個々の課題に可否基準が定められている職種（作業）にあたっては、個々の課題の得点数がそれぞれの可否基準点に達している必要があります。学科試験は、問題数の65%以上を正答として合格となります。

## ◎結果に関するQ&A

**Q1 技能検定に合格しましたが、合格証書が届きません。どうすれば良いですか。**

A 合格証書の申請をする必要があります。合格発表日から約2か月後に、福島県産業人材育成課から申請書類が届きますので、手続きしてください。

**Q2 実技又は学科試験のいずれか一方に合格した場合、一部合格の有効期限はいつまでですか。**

A 1～3級・単一等級の一部合格は、制度が変更にならない限り有効期限がありません。ただし、特級は合格発表日から5年間の有効期限があります。なお、一部合格通知は、今後受検する際の免除資格となりますので、大切に保管してください。

**Q3 試験の点数だけでなく、どこが悪かったか教えてもらえますか。**

A 試験結果については、開示できるのは点数のみとなります。点数を知りたい場合は、福島県産業人材育成課（024-521-7300）へご連絡ください。

## ◎その他Q&A

**Q1 合格証書を紛失しました。再交付はどのような手続きが必要ですか。**

A 合格証書再交付の手続きについては、福島県産業人材育成課（024-521-7300）へご連絡ください。

**Q2 実技又は学科試験の講習会等は協会で開催していますか。**

A 当協会は、試験実施団体のため、講習会等は開催しておりません。ただし、講習会を開催する職種（作業）の団体があり、受検票に講習会の案内を同封する場合があります。

**Q3 試験でマスクをした方がいいですか。**

A 会場内でのマスクの着用は個人の判断となります。

**Q4 過去の試験問題はどこで見ることができますか。**

A 過去の試験問題は、次の方法により公開されています。  
・中央職業能力開発協会ホームページ「技能検定試験問題公開サイト」にて公開（下記QRコードを参照）  
※当サイトは閲覧のみとなります。印刷できませんので、ご注意ください。

・中央職業能力開発協会  
技能検定試験問題公開サイト  
URL <https://www.kentei.javada.or.jp/>



# 〈受検申請書記入例〉

●受検する職種・作業名を各項目に記入してください。  
職種名及び作業名は正確に記入してください。

## 1級技能検定受検申請書

1級技能検定を受けたいので申請します。

令和6年10月7日 氏名 福島 太郎

職種	機械検査	受検番号	ふくしまなまち 福島 太郎	免除の有無	※ 実技 ※ 学科
作業名	機械検査	現住所	〒960-8043 福島市中町8-2		
氏名	ふくしま たろう 福島 太郎	年齢及び性別	50年 4月 3日 男・女 (49歳)		
学籍	福島市立〇〇中学校	学籍又は課程	在学期間 昭和33年4月~平成31年3月 令和 (3年)	卒業・中退	卒業・中退
受検履歴	福島県立△△工業高校	訓練を受けた期間	昭和34年4月~平成31年3月 令和 (3年)	卒業・中退	卒業・中退
訓練施設名	〇〇市××町	訓練を受けた期間	昭和64年4月~平成31年3月 令和 (2年)	修了・中退等の別	修了・中退等の別
訓練科目	機械科	職名	社員		
事業所名	〇〇工業(株)	職名	製造部主任		
職業	(株)△△製作所	職名	製造部主任		
資格	1級・3級 機械検査 (機械検査)	資格年月日・番号	H12年3月3日 1号	受検資格判定	※
免除	資格の名称(該当するものを○で囲む)	取得地	福島県	免除資格判定	※
除	①実技試験一部合格				
資格	2.その他				
格	1.学科試験一部合格				
	2.技能検定合格(同一職種のみ)				
	3.技能審査(高度職)				
	4.職業訓練指導員免許				
	5.技能士課程の向上訓練(通訓等)				
	6.その他				

※免除資格を有する方で説明書をお決された方は、作業名・取得年月日を記入願います。

●学歴は学校教育法による最終学歴を記入してください。(最終学歴は必ず必要です)  
職業訓練校、職業訓練大学校及び高等技術専門学校は訓練歴欄に記入してください。

●免除を受けようとするときは必要事項を記入し、一部合格通知等の写しを提出してください。  
受付期間後の免除追加申請はできません。

●本人確認証明書に記載された住所が現住所と同一の場合、番地やアパート名等も必ず同じ内容で記入してください。  
●職務内容は検定職種・作業との関わりがわかるよう記入してください。(PI1Q9参照)  
●受検資格判定箇所です必ず記入してください。

職種	機械検査	受検番号	〒960-8043 福島市中町8-2
作業名	機械検査	免除の有無	※ 実技 ※ 学科
氏名	ふくしま たろう 福島 太郎	現住所	〒960-8043 福島市中町8-2
学籍	福島市立〇〇中学校	学籍又は課程	在学期間 昭和33年4月~平成31年3月 令和 (3年)
受検履歴	福島県立△△工業高校	訓練を受けた期間	昭和34年4月~平成31年3月 令和 (3年)
訓練施設名	〇〇市××町	訓練を受けた期間	昭和64年4月~平成31年3月 令和 (2年)
訓練科目	機械科	職名	社員
事業所名	〇〇工業(株)	職名	製造部主任
職業	(株)△△製作所	職名	製造部主任
資格	1級・3級 機械検査 (機械検査)	資格年月日・番号	H12年3月3日 1号
免除	資格の名称(該当するものを○で囲む)	取得地	福島県
除	①実技試験一部合格		
資格	2.その他		
格	1.学科試験一部合格		
	2.技能検定合格(同一職種のみ)		
	3.技能審査(高度職)		
	4.職業訓練指導員免許		
	5.技能士課程の向上訓練(通訓等)		
	6.その他		

※印の部分には記入しないでください。裏面をよく読んで記入願います。

職種	機械検査	受検番号	〒960-8043 福島市中町8-2
作業名	機械検査	免除の有無	※ 実技 ※ 学科
氏名	ふくしま たろう 福島 太郎	現住所	〒960-8043 福島市中町8-2
学籍	福島市立〇〇中学校	学籍又は課程	在学期間 昭和33年4月~平成31年3月 令和 (3年)
受検履歴	福島県立△△工業高校	訓練を受けた期間	昭和34年4月~平成31年3月 令和 (3年)
訓練施設名	〇〇市××町	訓練を受けた期間	昭和64年4月~平成31年3月 令和 (2年)
訓練科目	機械科	職名	社員
事業所名	〇〇工業(株)	職名	製造部主任
職業	(株)△△製作所	職名	製造部主任
資格	1級・3級 機械検査 (機械検査)	資格年月日・番号	H12年3月3日 1号
免除	資格の名称(該当するものを○で囲む)	取得地	福島県
除	①実技試験一部合格		
資格	2.その他		
格	1.学科試験一部合格		
	2.技能検定合格(同一職種のみ)		
	3.技能審査(高度職)		
	4.職業訓練指導員免許		
	5.技能士課程の向上訓練(通訓等)		
	6.その他		

●必ずこの枚貼ってください。

本人確認証明書 貼付欄	
実技試験 受験済	学科試験 受験済
実技試験 未受験	学科試験 未受験
実技試験 未受験	学科試験 未受験

写 真 (3cm×2.5cm) 申請書提出時に貼付した証明用写真のものとする	手数料収納
年月日撮影	実技試験 受験済
	学科試験 受験済
	実技試験 未受験
	学科試験 未受験

●必ず記入してください。

職種	機械検査	受検番号	〒960-8043 福島市中町8-2
作業名	機械検査	免除の有無	※ 実技 ※ 学科
氏名	ふくしま たろう 福島 太郎	現住所	〒960-8043 福島市中町8-2
学籍	福島市立〇〇中学校	学籍又は課程	在学期間 昭和33年4月~平成31年3月 令和 (3年)
受検履歴	福島県立△△工業高校	訓練を受けた期間	昭和34年4月~平成31年3月 令和 (3年)
訓練施設名	〇〇市××町	訓練を受けた期間	昭和64年4月~平成31年3月 令和 (2年)
訓練科目	機械科	職名	社員
事業所名	〇〇工業(株)	職名	製造部主任
職業	(株)△△製作所	職名	製造部主任
資格	1級・3級 機械検査 (機械検査)	資格年月日・番号	H12年3月3日 1号
免除	資格の名称(該当するものを○で囲む)	取得地	福島県
除	①実技試験一部合格		
資格	2.その他		
格	1.学科試験一部合格		
	2.技能検定合格(同一職種のみ)		
	3.技能審査(高度職)		
	4.職業訓練指導員免許		
	5.技能士課程の向上訓練(通訓等)		
	6.その他		

1級	写真 (3cm×2.5cm) 申請書提出時に貼付した証明用写真のものとする
職種	機械検査
作業名	機械検査
受検番号	※

●受検票の送付先を会社宛にする場合は、担当者名及び受検者氏名を記入してください。

申請区分	A 甲	A 乙	A 丙	B	C	D
実技	受験する	受験する	受験する	受験する	受験する	受験する
学科	受験する	受験する	受験する	受験する	受験する	受験する

●必ず記入してください。

## 年齢・卒業年次早見表(年齢は誕生日以後の満年齢です) ※早生まれ(1/1~3/31)の方の卒業年は1つ前の年になります。

生年	昭和46	昭和47	昭和48	昭和49	昭和50	昭和51	昭和52	昭和53	昭和54	昭和55	昭和56	昭和57	昭和58	昭和59	昭和60	昭和61	昭和62	平成元年	平成2
年齢	53歳	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35
中学卒年	昭和62	昭和63	昭和64	昭和65	昭和66	昭和67	昭和68	昭和69	昭和70	昭和71	昭和72	昭和73	昭和74	昭和75	昭和76	昭和77	昭和78	昭和79	昭和80
高校卒年	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
卒業年次	2006	2005	2004	2003	2002	2001	2000	1999	1998	1997	1996	1995	1994	1993	1992	1991	1990	1989	1988
年齢	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
年齢	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
年齢	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
年齢	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
年齢	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
年齢	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
年齢	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
年齢	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
年齢	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
年齢	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
年齢	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
年齢	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
年齢	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
年齢	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
年齢	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36